



# 工事請負契約書

発注者（委託者）\_\_\_\_\_と受注者（受託者）\_\_\_\_\_有限会社 一戸建設は、次の各項の定め及び約款に基づき、工事及び設計管理業務（以下これらを総称して「本件業務」という。）を実施することに合意し、以下のとおり工事請負契約（以下「本契約」という。）を締結する。

## I 工事の施工に関する事項

1. 工事名 \_\_\_\_\_（以下「本工事」という。）

2. 工事場所 \_\_\_\_\_

3. 工期

着手 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日（但し、建築確認取得時以降）

完成 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

引渡日 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

4. 工事を施工しない日 \_\_\_\_\_

工事を施工しない時間帯 \_\_\_\_\_

5. 工事請負代金額

合計金 \_\_\_\_\_円

うち工事価格 金 \_\_\_\_\_円、取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 \_\_\_\_\_円

（支払いの時期）

（支払日）

（支払額）

申込時（前払金） 令和 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 金 \_\_\_\_\_円

契約時 令和 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 金 \_\_\_\_\_円

着工時 令和 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 金 \_\_\_\_\_円

上棟時 令和 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 金 \_\_\_\_\_円

引渡時 令和 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 金 \_\_\_\_\_円

6. 特定住宅建設瑕疵担保責任の履行に関する事項

本工事が住宅の品質確保の促進等に関する法律第2条第2項の「新築住宅」に係る工事の場合（「特定住宅の瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」（平成19年法律第66号）に定める特定住宅建設瑕疵担保責任の対象工事に該当する場合）、受注者が講ずべき瑕疵担保責任の履行を確保するための資力確保措置の内容は、以下のとおりとする。

住宅建設瑕疵担保保証金を供託する場合

受注者は、供託所の所在地及び名称、共同請負の場合のそれぞれの建設瑕疵負担割合を記載した書面は、添付のとおりとする。を発注者に交付し、説明しなければならない。

住宅建設瑕疵担保責任保険に加入する場合

・保険法人の名称 \_\_\_\_\_ハウスプラス住宅保証株式会社\_\_\_\_\_

・保険金額 \_\_\_\_\_円

・保険期間 令和 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 から 令和 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 まで

7. 建設工事に係る資材の再資源化に関する事項

本工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する建設工事に該当する場合は以下のとおりとする。

(1) 解体工事に要する費用 金 \_\_\_\_\_円

(2) 再資源化等に要する費用 金 \_\_\_\_\_円

(3) 分別解体の方法 \_\_\_\_\_

(4) 再資源化等をする施設の名称 \_\_\_\_\_

II その他（特記事項等があればこの欄に記入する）

.....  
.....  
.....

本契約成立の証として本書を2通作成し、発注者及び受注者が署名又は記名、押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

発注者（委託者） 住所又は所在地 .....  
氏名又は名称 ..... 印

受注者（受託者） 住所又は所在地 .....  
氏名又は名称 ..... 印

連帯保証人 住所又は所在地 .....  
氏名又は名称 ..... 印